

加古川市農地復元整備事業補助金交付要綱

令和6年3月27日産業経済部長決定

（目的）

第1条 この要綱は、荒廃した農地を耕作可能な農地へ復元し、農地の有効活用や景観の改善を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付回数は、対象となる農地1筆につき1回限りとする。ただし、災害等特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

（交付申請）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）に別表第3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金の請求）

第5条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	既に発生した荒廃農地を耕作可能な農地へ復元し、農地の有効活用および景観の改善を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体、集落営農組織、認定農業者及び認定新規就農者
	対象となる農地	下記の条件をすべて満たすこと ・500 ㎡以上の農地（対象農地が隣り合う 2 筆以上の場合 は、その合計面積が 500 ㎡以上であること） ・自己所有地以外の農地 ・「農地法の運用について」の制定（平成 21 年 12 月 11 日 付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経 営局長・農村振興局長通知）において第 3 の 1 の（3） の（ア）に該当する遊休農地又は農業委員若しくは農地 利用最適化推進委員が有効利用のために再生作業が必要 であると認める農地 ・事業実施年度において、他の補助事業の対象でない農地
	対象となる活動	上記対象農地の再生作業（農地の障害物除去、深耕、整地）
補助金の額	5,000 円／a （交付額は登記面積で計算するものとし、1 事業者 200,000 円を上限とする。 ただし、所要額が予算額を超える場合は予算の範囲内で減額調整する。）	

別表第 2（第 3 条関係）

補助金 交付申請書 添付書類	・事業計画書 ・位置図 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
----------------------	--

別表第 3（第 4 条関係）

補助事業 実績報告書 添付書類	・事業完了報告書 ・復元前後の状況がわかる写真 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------------------	--